



# 佐賀県公報

平成17年  
10月31日  
(月曜日) 外  
号

## 目次

訓令 甲

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県公印規程の一部改正

(二〇・総務法制課)

## ○ 訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第二十号

本 庁

現地機関

佐賀県公印規程(昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第三条を次のように改める。

(専用公印)

第三条 課及び現地機関において、事務を処理するために特に必要がある場合は、専用の公印(以下「専用公印」という。)を置くことができる。

2 専用公印には、課名又は現地機関名を表示する字句を刻示するものとする。ただし、特に必要があるときは、課名又は現地機関名に代えて用途等を刻示することができる。

別表の一般専用公印の項中「**〇〇専用**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十七年十一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の佐賀県公印規程に基づき登録されている公印については、この訓令による改正後の佐賀県公印規程に基づき登録を受けたものとみなす。この場合において、当該公印の印影が、この規程に規定するひな形に異なるものについては、当分の間第四条本文の規定は適用しない。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷